

広報「こうほく」有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江北町が発行する広報紙及び印刷物及び所有資産等への有料広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、町が発行する広報紙を広告媒体として活用し、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を有料にて掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の企画及び掲載料)

第2条 広告の企画及び掲載料は、掲載1回につき、次の表のとおりとする。

規格	広告スペース	掲載期間	料金
2色刷り	縦5.0 cm×横9.0 cm (名刺1枚サイズ程度)	1回	3,000円
	縦5.0 cm×横18.0 cm (名刺2枚サイズ程度)	1回	6,000円

(掲載回数)

第3条 掲載回数については、毎年5月号から翌年4月号までとし、連続12回を限度とする。

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、広報担当課が決定する。

(掲載申込み方法)

第5条 広告主が広告掲載の申込みをするときは、掲載希望月（原則として毎月1日発行）の前々月の15日（土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌日）までに、申込書（広告掲載要綱第9条に定めた別記様式1）及び広告原稿を提出すること。

(広告原稿の変更)

第6条 広告主は広告原稿を変更したい場合は速やかに届け出るものとする。ただし、広報発行の20日前以降は、原則として広報原稿の変更はできないものとする。

(広告原稿の修正指示)

第7条 町長は、広告原稿が広告掲載要綱第3条に該当するもののほか、法令等

に違反している、又はその恐れがある場合には、修正を求めることができる。

(広告の取下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることが出来ない。

(広告掲載の取消し)

第9条 次の各号に該当する場合には掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったとき

(2) 第7条による修正を広告主が行わないとき

2 前項の規定により、掲載広告の取消しに伴って損失が生じた場合でも町は賠償しない。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後、町長が指定した納入期限日までに掲載料を納入しなければならない。また、連続して2回以上の掲載の場合でも、町長が指定した納入期限までに一括で納入しなければならない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。